

令和4年2月1日

お客様 各位

日本海信用金庫

まん延防止等重点措置の適用に伴う渉外活動の自粛期間延長について

島根県にまん延防止等重点措置が適用されたことを受け、お客さまと役職員の安全確保および業務継続の観点から、渉外活動の停止等措置を2月20日まで延長することといたしました。

お客さまには、ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 渉外活動の自粛期間

令和4年1月21日（金）～令和4年2月20日（日）

※ 2月21日（月）より渉外活動を再開する予定ですが、感染状況によっては、自粛期間を延長する場合がございます。

2. 渉外活動の自粛対象店舗

全店舗

3. 緊急のご要件およびご相談

緊急を要する場合や、資金繰りなどのご相談につきましては、お取引店舗の担当者までご遠慮なくお申し出ください。

お客様のご意向を踏まえ、お電話、ご来店または訪問により対応させていただきます。

以上